

# 更なる省エネ化で 燃料価格高騰に備えましょう

✓ 省エネ機器の導入と被覆等の取組を組み合わせ燃料使用量50%以上の削減に取り組む場合、補填数量を70%から100%に引き上げます。

申込期限 **7月1日（水）必着**

※提出先：各農務事務所（山梨県出先機関）  
※施設園芸セーフティネット構築事業の加入と併せて申請してください。

実施期間 **令和9事業年度まで**

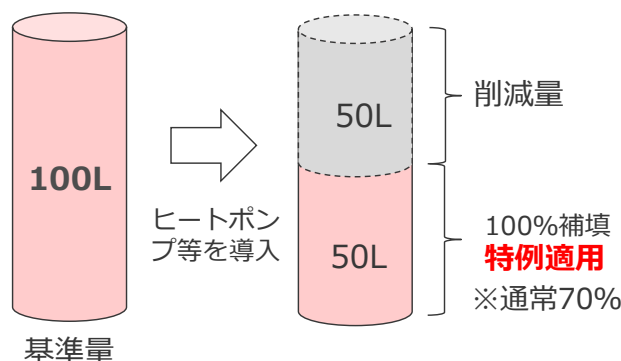
※事業参加者ごとの取組計画に即して申請し、一人一期（最大3年間）までです。  
※申込期限は令和8事業年度までです。なお、**令和8事業年度に申し込んだ場合、特例措置の期間は2年間**となります。

## 加入要件

- 特例適用の事業初年度に**省エネ機器を導入**する者又は**既に省エネ機器を導入**している者
- 3年間**で燃料使用量を**50%以上削減**する計画（省エネルギー等取組計画）の作成

SN加入状況	R7事業年度加入者				R7事業年度未加入者	
	導入していない		導入済み		導入していない	導入済み
省エネ機器導入状況	導入していない		導入済み		導入していない	導入済み
現行計画の削減率	50%未満	50%以上	50%未満	50%以上	—	—
特例対象	○	×	○	×	○	○

## 省エネ加速化特例の仕組み



**省エネ加速化特例補填金 = 補填単価 × 当月燃料購入数量の100%**

※補填単価 = 各月の指標価格 - 発動基準価格  
※基準量の50%の数量を上限とする  
※特例分（30%）は事業年度末に一括交付

山梨県水田畑作農業再生協議会（事務局：JA山梨中央会）

お問い合わせ先 山梨県農政部果樹園芸振興課：055-223-1600

中北農務事務所：0551-23-3291

峡東農務事務所：0553-20-2830

峡南農務事務所：055-240-4131

富士・東部農務事務所：0554-45-7832

# 省エネ加速化特例加入の申請手続きについて

## 申請手続

- 省エネ特例の申請には、右記の書類が必要です。
- 地域によって必要な書類が異なる場合がありますので、**都道府県協議会**にご確認下さい。
- 令和8事業年度施設園芸セーフティネット構築事業の加入申請をしている者に限ります。なお、積立金の契約の変更はできません。

- 省エネ加速化特例申請書  
(省エネ機器導入の確認書類含む)
- 省エネルギー等対策取組計画

## 基準量の考え方

赤字が基準量です。基準量から50%以上の燃料使用量の削減に取り組みます。

Aさん：新たに省エネ機器を導入 Bさん：既に省エネ機器導入済み (単位：L)

		R2~R4			R5~R7			R8~R10 (特例加入)			基準 数量
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	
A さん	現在値	100	—	—	85	—	—	70	—	—	70
	目標値	85			70			35			
	実績値	90	80	70	70	65	60				
B さん	現在値	200	—	—	170	—	—	145	—	—	180
	目標値	170			145			90			
	実績値	190	180	110	105	100	95				

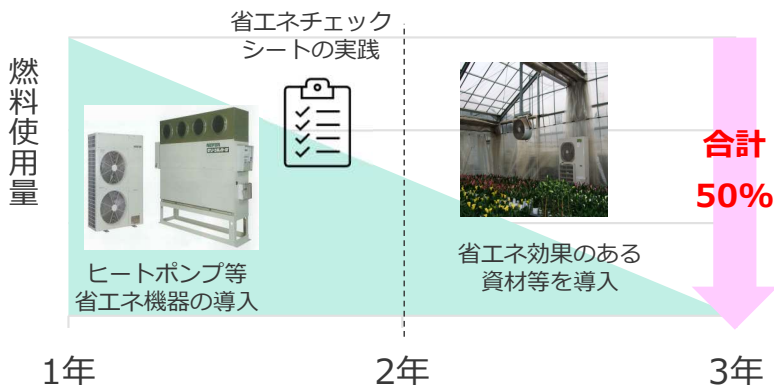
R4ヒートポンプ導入

50%減

特例措置は  
R9事業年度  
まで

## 省エネ加速化特例加入に向けたヒント

### 省エネ計画のイメージ



▲省エネチェックシート



▲省エネマニュアル



▲省エネ通知のページQRコード



▲省エネで収益力向上を

省エネ機器の導入に加え、被覆の多層化や循環扇の導入、環境制御装置の導入など様々な手段を用いて燃料使用量50%以上削減に取り組みましょう！

### 省エネや生産性向上の取組に活用可能な補助事業

- 産地生産基盤パワーアップ事業 施設園芸エネルギー転換枠等

